

保健だより

H. 30. 4. 9

大和市立第一中学校保健部

入学・進級。おめでとうございます

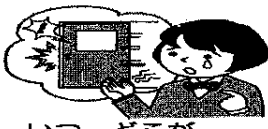
1年生のみなさんご入学おめでとうございます。2・3年生のみなさんも新しい学年がスタートしました。早く新しい環境に慣れて、元気に楽しい学校生活を送りましょう。春には健康診断関係の行事がたくさんあります。みなさんが健康で楽しい学校生活を送るための大切な検診です。しっかり受けてください。

保健室を利用するとの約束

※保健室では内服薬はあげていません。また、保健室でできるのは応急処置までです。(治療については医療機関を受診してください)



担任や教科の先生に
ことわってから
来てください
(緊急時を除く)



いつ、どこが、
どうして、どんな
具合なのか、
具体的に話して
ください



保健室にあるもの
(身長計や本など)
を使うときは、
一声かけてください



具合の悪い人が
寝ていることも
あるので、
保健室では静かに
してください

みんなが気持ちよく使えるようマナーを守ってください

- 基本的にはその日に起こったケガのみ対応しています。継続してみることはしていません。帰宅後、必要に応じて医療機関への受診をお願いいたします。
- 保健室では、原則として服薬は出していないです。風邪薬、痛み止めなどは持参しましょう。
- 保健室利用の際には、担任や教科の先生にピンクのカードをもらってから職員室に来てください。無断で来室してはいけません。(首より上のけが、緊急時は除く。)
- 教科でけがをした場合にも、教科の先生にピンクのカードをもらってから来室してください。

保護者の皆様へ

☆保健室での休養は、原則1時間を目安としています。それ以上休養が必要と判断した場合、保護者に連絡をして早退になります。症状が重く歩いて帰れない場合お迎えをお願いします。症状が軽く、一人で帰れる場合には、帰宅後に学校に連絡をお願いします。また、学校でけがをして医療機関での受診が必要な場合も、保護者に連絡をして指定の医療機関での受診に努めますが、緊急な場合や保護者と連絡がつかない場合には近隣の医療機関を受診します。ご了承ください。

☆平成30年度入学生より「保健調査票(旧 保健連絡カード)」と「健康の記録」の書式が変更になります。(A3版2つ折り)

出席停止の感染症

学校で流行が広がる可能性の高い感染症については「出席停止」の措置がとられます。その主なものは以下の通りです。

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、等々

このような感染症と診断された場合には、医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまでは、学校をお休みすることになります。欠席扱いにはなりませんので、ゆっくり休養して、しっかり治してくださいね。



健康診断が始まります

日にち	項目・時間	対象者
4月12日(木)	内科検診 13:30~	3年生+2年AB組(対象生徒ジャージ登校)
4月12日(木)	腎臓検診(尿検査)	全学年
4月13日(金)	身体測定	全学年(ジャージ登校)
4月16日(月)	腎臓検診(尿検査)②	12日未提出者
4月18日(水)	I組内科検診 13:30~	I組
4月18日(水)	心電図検査 10:30~	1年生+指示のあった人(1年生ジャージ登校)
4月23日(月)	歯科検診 9:00~	全学年
4月24日(火)	眼科検診 13:25~	全学年
4月25日(水)	耳鼻科検診 9:00~	全学年
4月26日(木)	内科検診 13:30~	1年生+2年CD組(対象生徒ジャージ登校)
4月28日(金)	心電図検査 9:00~	18日の欠席者

・学校での健康診断は、確定診断を行うものではなく、健康であるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出すスクリーニング(選別)です。ご承知おき下さい。

★すべての検診において(校医検診・尿検査・心電図検査 等) 一次検診・検査においては「異常なし」と診断された人にはとくに結果のお知らせ(用紙)はありません。これからも健康な体を保てるような生活を心がけてください。

また、異常がみられた(疑いも含む)人で、すでに医療機関へ受診している人にも学校検診の結果をお伝えする目的として用紙をお渡ししますので、ご理解ください。

お世話になります 学校医の先生

内科 林 秀和先生(東大和循環器内科) I組校医 鎌田 康太郎先生(多摩湖クリニック)
眼科 高橋 順先生(けやき眼科クリニック) 耳鼻科 勝目 恵一先生(耳鼻咽喉科勝目クリニック)
歯科 齊藤 寛先生(さかえ歯科クリニック) 薬剤師 清水 正子先生(田口調剤薬局)

災害共済給付金制度について

入学時にお知らせしましたように市立小中学校に在学する児童・生徒の学校管理下(教育課程に基づく授業中・課外指導中・休み時間・登下校中等)での負傷・疾病等に備えて日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。制度の利用は強制ではありませんので保護者からの申し出がない場合は手続きを行いません。学校管理下の負傷・疾病等で医療機関を保険診療で受診し、申請を希望される場合は速やかに担任・顧問または養護教諭までご連絡ください。必要な書類をお渡しします。時効は災害発生日から2年間となります。